2025年4月1日

東京都千代田区麹町三丁目３番６
丸三証券株式会社
代表取締役社長　菊地 稔

# 吸収合併に係る事後開示書類

当社は、2024年12月16日付で丸三ファイナンス株式会社との間で締結した吸収合併契約（以下「本合併契約」といいます。）に基づき、2025年4月１日を効力発生日として、当社を存続会社、丸三ファイナンス株式会社を消滅会社とする吸収合併（以下「本吸収合併」といいます。）を行いました。本吸収合併に関し、会社法第801条第3項及び会社法施行規則第200条に定める事項は下記のとおりです。

記

## １．吸収合併が効力を生じた日

2025年4月1日

## ２．吸収合併消滅会社における法定手続の経過

（１）吸収合併差止請求手続

当社は、消滅会社の発行済株式全部を所有しているため、該当事項はありません。

（２）反対株主の株式買取請求手続

当社は、消滅会社の発行済株式全部を所有しているため、該当事項はありません。

（３）新株予約権買取請求手続

消滅会社は、新株予約権を発行しておらず、該当事項はありません。

（４）債権者保護手続

消滅会社は、会社法第789条第2項及び第3項の規定に基づき、債権者に対し2024年12月25日の官報に公告を掲載するとともに、知れている債権者に対し個別催告を行いましたが、異議申述期限までに異議を述べた債権者はありませんでした。

## ３．吸収合併存続会社における法定手続の経過

（１）吸収合併差止請求手続

本吸収合併は会社法第796条第2項の規定に基づく簡易合併であるため、該当事項はありません。

（２）反対株主の株式買取請求手続

本吸収合併は会社法第796条第2項の規定に基づく簡易合併であるため、該当事項はありません。

（３）債権者保護手続

当社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、債権者に対し 2024 年 12 月 25 日の官報に公告を掲載するとともに、同日付にて電子公告を行いましたが、異議申述期限までに異議を述べた債権者はありませんでした。

**４．吸収合併存続会社が承継した重要な権利義務に関する事項**

当社は、効力発生日をもって吸収合併消滅会社からその資産、負債及びその他の権利義務の一切を承継しました。

**５．吸収合併消滅会社が備え置いた事前開示書類**

別紙のとおりです。

**６．本件吸収合併による変更登記をした日**

2025 年 4 月 1 日（予定）

**７．その他本件吸収合併に関する重要な事項**

当社は、会社法第 796 条第 2 項に規定に基づき、本合併契約について会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ずに本合併を行いました。なお、会社法第 796 条第 3 項の規定に基づき、本合併に反対する旨を通知した当社の株主はいませんでした。

以上

【別紙】

2024年12月24日

東京都千代田区麹町三丁目3番６
丸三ファイナンス株式会社
代表取締役社長　牧野 郁雄

# 吸収合併に係る事前開示書類

当社は、2024年12月16日付で丸三証券株式会社との間で締結した吸収合併契約に基づき、2025年4月１日を効力発生日として、当社を消滅会社、丸三証券株式会社を存続会社とする吸収合併（以下「本吸収合併」といいます。）を行うこととしました。本吸収合併に関し、会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条に定める事項は下記のとおりです。

１．吸収合併契約の内容

別紙１の合併契約書の写しのとおりです。

２．合併対価の相当性に関する事項

存続会社は、当社の発行済株式全部を所有しているため、株式その他の金銭等の交付は行いません。

３．合併対価について参考となるべき事項

合併対価は交付されないため該当事項はありません。

４．新株予約権者に対して交付する対価の定めの相当性に関する事項

当社は、新株予約権を発行しておらず、該当事項はありません。

５．計算書類等に関する事項

（１）存続会社

存続会社は、有価証券報告書及び四半期報告書を関東財務局に提出しております。最終事業年度に係る計算書類等については、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム(EDINET)によりご覧いただけます。

（２）消滅会社

消滅会社において、最終事業年度末日後に発生した重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象はありません。

６．効力発生日以後の存続会社の債務の履行の見込みに関する事項

本吸収合併の効力発生日以後において存続会社の資産の額は、債務の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本吸収合併後の存続会社の収益状況及びキャッシュフローの状況について、存続会社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。従って、本吸収合併の効力発生日以後における存続会社の債務について履行の見込みがあると判断いたします。

以上

**別紙１　合併契約書**




# 合併契約書

丸三証券株式会社（本店 東京都千代田区麹町三丁目３番６。以下、「甲」という。）と丸三ファイナンス株式会社（本店 東京都千代田区麹町三丁目３番６。以下、「乙」という。）は、本日次のとおり合併契約を締結した（以下「本合併契約」という）。

第１条（合併）

甲及び乙は、甲を存続会社、乙を消滅会社として合併する（以下「本合併」という）。

第２条（存続会社、消滅会社の商号及び住所）

本合併の当事者である甲及び乙の商号及び住所は以下のとおりである。

甲（存続会社）　丸三証券株式会社
（本店所在地　東京都千代田区麹町三丁目３番６）

乙（消滅会社）　丸三ファイナンス株式会社
（本店所在地　東京都千代田区麹町三丁目３番６）

第３条（合併対価の交付及び割当て）

乙は甲の完全子会社であるため、本合併における株式その他金銭等の割当て及び交付は行わない。

第４条（増加すべき資本金及び剰余金の額等）

本合併により甲の資本金及び準備金の額は、変動しない。

第５条（効力発生日）

合併の効力発生日（以下「効力発生日」という。）は、２０２５年４月１日とする。ただし本合併手続き進行上の事情により必要な場合、甲乙協議の上変更可能とする。

第６条（機関決定その他の手続き）

甲及び乙は、効力発生日の前日までの間に、本合併に必要な機関決定その他の手続きを行う。

第７条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本合併契約締結後、効力発生日に至るまで、善良なる管理者としての注意をもってそれぞれの財産を管理し、業務執行を行う。

第８条（合併条件の変更及び合併契約の解除）

本合併契約締結後効力発生日までの期間において、天災地変、甲若しくは乙の著しい財政状態や経営成績の悪化などによって合併の実行が困難となった場合には、甲乙協議し合意の上、本合併の条件を変更しあるいは本合併契約を解除することができる。

第９条（本契約書に規定外の事項）

本契約書に定めるもののほか、必要な事項は本合併契約の趣旨に従って甲乙が誠実に協議し、決定する。

本契約の成立を証するため、契約書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各１通を保有する。

２０２４年１２月１６日

甲　東京都千代田区麹町三丁目３番６
丸三証券株式会社
代表取締役社長　菊 地　　稔　　印

乙　東京都千代田区麹町三丁目３番６
丸三ファイナンス株式会社
代表取締役社長　牧 野　郁 雄　　印